

羽曳野市ご当地キャラクター着ぐるみの貸出しに関する要綱

制 定 平成 28 年 12 月 26 日

最近改正 令和 5 年 12 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、羽曳野市ご当地キャラクターの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出申込書の提出)

第 2 条 着ぐるみの貸出しを希望する者(以下「貸出希望者」という。)は、羽曳野市ご当地キャラクター着ぐるみ貸出申込書(様式第 1 号。以下「貸出申込書」という。)に着ぐるみを使用する目的が分かる資料その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、貸出申込書の提出を省略することができる。

(貸出しの承認等)

第 3 条 市長は、前条に規定する貸出申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査の上、貸出しの承認の適否を決定し、羽曳野市ご当地キャラクター着ぐるみ貸出(承認・不承認)通知書(様式第 2 号)により、貸出希望者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸出しを承認しないものとする。

(1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。

(2) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められるとき。

(4) 貸出希望者の代表又は役員(相当の責任の地位にある者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は羽曳野市暴力団排除条例(平成 24 年羽曳野市条例第 17 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(5) 着ぐるみ不能使用状態にあるとき。

(6) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき。

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が着ぐるみの使用について不適当と認めたとき。

(貸出し等)

第4条 着ぐるみの貸出しの承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、原則として、羽曳野市役所本庁に来庁し借り受けなければならない。この場合において、使用者は、職員の立会いのもと着ぐるみの状態を確認しなければならない。

2 使用者は、原則として、羽曳野市役所本庁に来庁して点検を受けて返却しなければならない。この場合において、職員から汚損・破損の指摘を受けた場合には、第7条によって原状に復さなければならない。

3 貸出しは、無料とする。

4 貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(遵守事項)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

(2) 貸出申込書の記載どおりに使用すること。

(3) 貸出期間を遵守すること。

(4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(5) 雨天時に屋外で使用しないこと。

(6) 羽曳野市ご当地キャラクター着ぐるみ取扱説明書の内容を理解してから使用すること。

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出しの承認の取消し)

第6条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、市長はその貸出しの承認を取り消すとともに、その使用者へ着ぐるみの返却を求める。この場合において、使用者に損害が生じて、市長はその責めを負わない。

2 市長は前項の規定により貸出しの承認を取り消したときは、その理由を付して当該決定を受けたものに羽曳野市ご当地キャラクター着ぐるみ貸出承認取消通知書(様式

3号)により通知するものとする。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを破損し、又は汚損したときは、使用者の責任と負担により、市の指定する業者により補修又はクリーニングを行い原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市長は一切その責めを負わない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月25日から施行する。